

所得の区分に関するチェックシート

※ 以下の質問中の「世帯」とは、育成医療を受診する方が加入している医療保険が健康保険や共済組合の場合には扶養・被扶養の関係にある方全員、国民健康保険の場合には一緒に国民健康保険に加入している方全員をいいます。

○ 育成医療を受診する方が属する「世帯」に関する質問

- 1 育成医療を受診する方が属する「世帯」は、生活保護の認定を受けていますか。
 - ・ 受けている ⇒ 「生保」に○をしてください。
 - ・ 受けていない ⇒ 2へ
- 2 育成医療を受診する方が属する「世帯」は、区民税（均等割か所得割のいずれか又は両方）が課税されていますか。
 - ・ 課税されていない ⇒ 3へ
 - ・ 課税されている ⇒ 4へ
- 3 保護者の方の所得（障害年金、特別児童扶養手当等も含む）は、保護者全員合わせて80万9千円以下ですか。
 - ・ 80万9千円以下 ⇒ 「低1」に○をしてください。
 - ・ 80万9千円を超える ⇒ 「低2」に○をしてください。
- 4 育成医療を受診する方が属する「世帯」のうち、加入している医療保険の保険料の算定対象となっている方が納めている区民税額（所得割のみ）は、以下のどの金額に該当しますか。
 - ・ 区民税額（所得割）3万3千円未満 ⇒ 「中間1」に○をしてください。
 - ・ 区民税額（所得割）3万3千円以上23万5千円未満 ⇒ 「中間2」に○をしてください。
 - ・ 区民税額（所得割）23万5千円以上 ⇒ 「一定以上」に○をしてください。
- 5 「重度かつ継続」（※下記参照）に該当しますか。
 - ・ 該当する ⇒ 「重度かつ継続」の「該当」に○をしてください。
 - ・ 該当しない ⇒ 「重度かつ継続」の「非該当」に○をしてください。

「重度かつ継続」の詳細については裏面をご覧ください。

「重度かつ継続」について

1 対象範囲

次の①、②のいずれか又は両方に該当する場合

- ① 障害の区分が「腎臓機能障害」（人工透析療法又は腎移植術を行う者）、「小腸機能障害」（継続して中心静脈栄養法を行う者）、「免疫機能障害」、「心臓機能障害」（心臓移植後の免疫療法に限る）のいずれか
- ② 医療保険の高額療養費で多数該当（この1年間で、高額療養費が支給された月が3回以上あった）の方

2 追加書類

次の場合については追加書類が必要になります。

- ・【腎臓機能障害の人工透析療法の場合】特定疾病療養受領証のコピー
- ・【免疫機能障害の場合】ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害意見書（意見書の様式については保健所に直接お問い合わせください）
- ・【医療保険の多数該当に該当する場合】申請前12か月以内に、医療保険の世帯として3か月以上高額療養費が支給されたことを証明する書類